

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【製品評価技術基盤機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも 10 月 30 日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成 24 年のフォローアップまでに「措置済み（1a 又は 1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 第二期中期目標期間(平成18~22年度)の利益剰余金について、経済産業大臣の承認を得て、平成23年7月8日に839,272千円を国庫納付した。</p> <p>● NITEの保有する施設等については、当該資産が有効活用されているかを検証した結果、不要と認められる資産は無く、経済産業省独立行政法人評価委員会のNITE部会(23/6/30)及び経済産業省独立行政法人評価委員会(23/7/14)にも報告し、特段の意見はなかった。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 該当無し</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● NITEの保有する施設等については、当該資産が有効活用されているかを検証した結果、不要と認められる資産は無く、経済産業省独立行政法人評価委員会のNITE部会(23/6/20)及び経済産業省独立行政法人評価委員会(23/7/14)にも報告し、特段の意見はなかった。</p> <p>また、直近のNITE部会(25/07/01)における業務及び財務に係る実績の報告においても、特段の意見はなかった。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 北関東支所において、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化し、平成24年4月1日に燃焼技術センターとして改組した。これにより、燃焼技術センターに配属される人員を1名減とすることで管理経費を約7,400千円削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 支所等として東京事務所は有していない。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>● 海外事務所を有していない。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 職員研修・宿泊施設は有していない。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 地方支所においては、業務量に応じた人員を配置しているところであり、引き続き効率的・効果的な体制となるよう、毎年度、支所長会議において業務量の平準化の観点から検討を行う等、保有する資産について不断の見直しを行っている。 ○ 平成24年4月1日に産業技術総合研究所(つくば市)の特許生物寄託センター(IPOD)の業務をNITEへ統合。平成25年4月1日にIPODをつくばからNITEの生物遺伝資源センターがある木更津に移転した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● これまで随意契約としていた契約案件については、基本的に一般競争入札等の競争性のある契約に移行している。また、随意契約であっても公募(入札可能性調査)を実施している。 ● 実質的な競争性が確保されるよう、ホームページでの調達予定情報や仕様書等の公表、役務契約については説明会の完全実施、テレビ会議システムを用いた複数箇所での同時説明会及び入札・開札の実施など、応札者が参加しやすい環境を整備している。 ● 平成22年度の契約状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 2,376,016,692円(91.8%)、競争性のない随意契約 213,408,111円(8.2%) (件数ベース(単位:円)) 一般競争等 307件(95.0%)、競争性のない随意契約 16件(5.0%) ● 平成23年度の契約状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 2,771,016,830円(93.5%)、競争性のない随意契約 194,047,224円(6.5%) (件数ベース(単位:円)) 一般競争等 255件(94.4%)、競争性のない随意契約 15件(5.6%) ● 平成24年度の契約状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 2,012,943,993円(49.1%)、競争性のない随意契約 2,087,061,560円(50.9%) (件数ベース(単位:円)) 一般競争等 244件(93.8%)、競争性のない随意契約 16件(6.2%) ※平成24年度に競争性のない随意契約が増加した主な要因は、生物遺伝資源長期保存施設の建設(約20億円)を国土交通省に委託したことによるものであり、契約監視委員会の点検を受けている。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 「現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● NITEにおいて管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ総売上高又は事業収入に占めるNITEとの取引高が相当の割合である法人は、無い。 ● 将来、仮に管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人との契約が生じた場合は、適正に情報を公開する。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約等が行われていないため、該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●合同庁舎に入居している支所において、同居する国の機関と蛍光灯等について共同調達をしている。</p> <p>●研究開発事業は行っていない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●NITE共通基盤情報システム運用管理業務については、業務の質の向上と経費削減の観点から平成25年度にそのシステム構築業務を含めたシステム全体に係るサービスの提供について一般競争入札を実施し、民間事業者によりシステム運用されることとなった。 なお、これまでも、社会的要請や行政ニーズに的確に対応するための業務の効率化を図る観点から、外部委託等を積極的に行っている。今後も、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進することとしている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●上記のとおり。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>●国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>●引き続き、NITEは、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適切性を維持するための必要な措置を講ずる。 平成25年度の対国家公務員指数 104.5 (地域・学歴勘案 97.2) <改善策・目標水準> 国に準じた給与体系及び給与水準を継続・維持する予定。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	

○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●記載どおりの対応を行う。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、監事による監査計画において監査項目として設定した「中期計画及び年度計画に基づく業務進捗及び実施状況」を監査する中で、継続的なチェックが実施されている。また、評価委員会による事後評価において、人件費削減の達成状況及びラスパイレス指数について継続的に厳格なチェックが実施され、結果が公表されている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	●第3期中期目標期間に係る中期目標、中期計画の策定時(平成22年度末)において、過去の効率化の実績等を踏まえて検討し、財務省、総務省と協議した結果、業務経費は平均で前年度比1%以上、一般管理費は平均で前年度比3%以上の削減を行うこととした。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●国家公務員に準じた取り扱いとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●概算要求の段階において、法人の業務について、新たな政策ニーズ等への対応に必要な経費の精査を行っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●独法設立当時から監査室を設け、コンプライアンスを含めた内部監査業務を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○認定業務における審査・検査手数料について、受益と負担の関係の適正化を図るため、利用者への影響等も踏まえつつ、手数料設定根拠を見直し、審査・検査等の手数料を改訂した(平成22年10月実施:改訂前77千円、改訂後232千円)。また、試験活動等を国内外の複数の事業所で分担して実施する事業者のように、多様化する事業体系に対応するための審査手数料を新たに設定し、手数料収入の増加に努めている(平成23年11月、平成24年4月改訂実施)。 ●引き続き、受益と負担の関係の適正化の観点から、必要に応じて手数料の見直しなどを行う。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	●NITEの業務は、その実施にあたり中立性・公平性が要求されることから、これまで協賛、寄附等を受けた実績は無い。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●出版物の著作権の活用を通じて自己収入の拡大を図っている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●日本工業規格(JIS)の原案作成事業にあたっては、当該事業の開始時に、当該JISに係る製品に利害関係のある事業者(製造事業者の技術部長クラス、流通業の営業部長クラス)、消費者(主婦連、消費者協会の部会長)及び有識者(産総研の研究者、試験機関の試験部長クラス)からなるJIS原案作成委員会を設置し、NITEが作成するJISの原案に対して事業の実施期間中に委員会を複数回開催し、当該JIS原案にある技術仕様等についてその選択や程度の適否を評価している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●子どものライターによる火遊びが原因とみられる事故に対応するため、NITEが他機関と連携して作成したCR(チャイルドレジスタンス)機能付きライターの試験方法に係るJIS原案については、JIS原案作成委員会において試験方法の原理や難易度の妥当性等について審議され、提案内容は妥当であると評価された。JIS原案及び当該審議経過については、経済産業省に申し出を行った。

No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 製品安全関連業務	国民生活センター等との連携強化等	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、本法人が分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。 各支所で行っている製品事故の原因究明等に係る業務については、消防、警察等とそれぞれの役割を踏まえた連携の在り方を検証し、業務のより効果的・効率的な実施を図る。	2a	独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と独立行政法人国民生活センター(国民生活センター)は、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析であってNITEが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、平成23年5月17日に協定を締結した。協定に基づき、これまでに1件の分析依頼があった。 警察については、警察庁から全国の警察署に対し、押取等した製品について、NITEから情報提供等の要請があった場合これに対して協力すること等を示した通達(平成21年2月19日)が発出された後、適切に連携を行っている。NITEへ通知された製品事故情報の件数は平成23年度20件、平成24年度21件、合同調査の件数は平成23年度35件、平成24年度30件である。 消防庁に対する火災製品事故の原因調査への協力要請により、平成23年2月、関係機関(消防庁、代表的な消防本部、METI、NITE)による情報連絡会を開催し、役割分担を踏まえた効果的・効率的な連携について検討を行った。その結果、消防庁から全国の消防本部に対し、原因調査のための情報提供等に協力することを示した通達が平成23年6月23日付で発出された。また、平成24年6月には、消防機関と連携に関する連絡会を開催し、当該通達の再周知、製品火災報告事案照会についての弾力的な対応等について協議した。 通達発出以降、NITEへ通知された製品事故情報の通知件数は平成23年度235件、平成24年度252件、合同調査の件数は平成23年度183件、平成24年度195件である。	国民生活センターとの連携については、今後ともNITEが分析可能な項目について、協定に基づき協力を行う予定としている。 消防、警察等との連携については、連携を進める際に発見された課題、問題点を経済産業省を通じて関係機関に提示し、都度、解決を図りながら更なる業務の効果的・効率的な実施を図っていくこととしている。
	地方支所の効率化	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の標準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。	1a	NITEは、消防庁及び警察庁から全国の消防本部及び警察署に通達が発出された後、上覧のとおり適切に情報収集をおこなっている。 地方支所については、業務量に応じた人員を配置しているところであるが、引き続き観点的・効果的な体制となるよう、平成23年度末の製品安全担当者会議において、業務量の標準化の観点から見直しを実施した。 北関東支所において、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化し、平成24年4月に燃焼技術センターとして改組した。これにより、燃焼技術センターに配属される人員を1名減らすことで管理経費を約7,400千円削減した。	措置済み
02 化学物質管理関連業務	事業の在り方の見直し	23年度から実施	化学物質審査規制法に基づく規制業務が主であることから、どのような形で行うことが真に効果的か事業の在り方を検討する。	1a	平成23年9月より独立行政法人の制度及び組織の在り方の見直しが行われ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)の中で、化学物質管理関連業務は、国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて実施する行政執行法人という組織形態で行うこととされた。	措置済み
	化学物質管理関連業務の効率化	23年度から実施	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出に当たり、二次元コードの利用を促進することにより、届出事業者の利便性の向上及び電子化処理等の一層の効率化を図る。	1a	二次元コードを利用したプログラムを平成23年3月に開発後、届出実績のある事業者に当該プログラムを配布するとともに、ホームページからダウンロードできるよう措置した。 また、主要な業界専門紙に広告を掲載するとともに、プログラムの使い方に関するサポート窓口を設置(平成23年4月)し、普及啓発に努めた。その結果、書面届出のうち、当該プログラムを利用したものが約45%を占めた。 これにより、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出の電子化処理に要する時間が約18%削減された。	措置済み
03 バイオテクノロジー関連業務	特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許微生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許微生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。	1a	平成24年4月1日に産業技術総合研究所(つくば市)の特許微生物寄託センター(IPOD)の業務をNITEへ統合。平成25年4月1日にIPODをつくばからNITEの生物遺伝資源センターがある木更津に移転した。	今後とも効果的な業務の運営に努める。
	生物遺伝資源センターの業務実施の見直し	23年度以降実施	生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の業務兼務等によるコスト削減を行う。	1a	生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用により、業務の効果的な実施を行っている。 平成25年4月1日から、木更津1か所に集約して効率化を図ること等により、コストの削減を図っている。	
04 適合性認定関連業務	適合性認定関連業務の効率化	23年度から実施	標準物質総合情報システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者の拡大を図ることにより、当該システムに係る業務の効率化を図る。	2a	情報入力力を自ら行っていない事業者に対し働きかけを行うことにより事業者3者の協力を得ることができ、うち2者が平成24年度までに自ら情報入力を実施した。また、更なる、標準物質総合情報システムの運用に係る効果的な業務の実施方法を検討した結果、平成25年10月1日に当該業務を産業技術総合研究所に移管することとし平成25年7月1日にその旨を公表した。	左記のとおり、移管を進める。
05 講習業務	事業の廃止	22年度から実施	電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習については、民間にゆだねる具体的な方策を平成22年度から検討を行い、所要の見直しを行った上で、本法人の業務としては廃止する。	1a	事業仕分けによる講習実施主体選定における透明性向上及び競争環境の導入が必要との指摘及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、公募により複数者を指定できるような改正を行い、平成24年5月31日に公布したところ。これを受け、NITEは、平成24年度末をもって講習業務を本法人の業務としては廃止する。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	地方支所の効率化（再掲）	24年度以降実施	<p>地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。</p> <p>また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。</p>	1a	上記のとおり。	措置済み
07	事務所等の見直し	23年度以降実施	<p>産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。</p>	1a	上記のとおり。	上記のとおり。
08	業務運営の効率化等	22年度から実施	<p>各事業分野において運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。</p>	2a	<p>化審法関連の化学物質情報基盤システム事業及び化管法関連のPRTR制度（化学物質の排出・移動量を届け出る制度）の実行用データベース運営事業については、厚生労働省及び環境省が予算措置を行うための予算要求を実施し、これを踏まえNITEは委託費を獲得している。</p> <p>認定業務における審査・検査手数料について、受益と負担の関係の適正化を図るため、利用者への影響等も踏まえつつ、手数料設定根拠を見直し、審査・検査等の手数料を改訂した（平成22年10月実施：改訂前77千円、改訂後232千円）。また、試験活動を国内外の複数の事業所で分担して実施する事業者のように、多様化する事業体系に対応するための審査手数料を新たに設定し、手数料収入の増加に努めている（平成23年11月、平成24年4月改訂実施）。</p> <p>バイオテクノロジー分野において、学会やバイオ関連イベントでの広報活動、菌株利用手続きの簡素化などを行い、菌株分譲手数料収入の増加に努めた（平成24年度菌株分譲手数料収入 60,999千円、前年度比3,245千円増）。</p>	今後とも左記のとおり努める。
09						
10						

No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	生活安全分野 内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて製品評価技術基盤機構と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。	1	平成20年1月30日、製品評価技術基盤機構（NITE）と国民生活センターはその連携・協力の推進に関する合意を行い、情報共有としてのPI0-NETとの接続や商品テスト等における技術協力等に取り組むこととした。 この合意により、PI0-NET端末機をNITEの2箇所に設置するとともに、テストに係る実務者レベルでの会議を行うためのテレビ会議回線を整備し、国民生活センター商品テスト部とNITEの製品安全担当部署の実務者会議を毎月実施し、テスト品目の重複回避のため情報交換、それぞれが実施したテスト等の進捗報告、保有する試験機器の相互利用等の具体的協力・連携を推進してきている。 また、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析であってNITEが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、平成23年5月17日に協定を締結し、この協定に基づき、これまでに1件の分析依頼があった。	国民生活センターとの連携については、今後ともNITEが分析可能な項目について、協定に基づき協力を行う。
2	化学物質安全管理分野	化学物質総合管理情報データベースの更新に必要なデータのうち、外部の公開情報の収集作業について、今中期期間中に外部委託を実施する。	1	平成20年度から外部委託を開始し、現在においても実施している。	外部委託により実施することが効率的な外部公開情報の収集作業について、今後とも外部委託を実施していく。
3	計量・標準分野	外部委託を実施していない分野の技能試験について、自らの費用負担において外部事業者の能力向上に最大限努め、その成果が確認でき次第、外部委託を実施する。	1	外部事業者の能力向上を図り、これまでに外部事業者の提供する技能試験として13プログラムを活用した。今後も引き続き外部事業者の能力向上を図り、外部事業者が提供する技能試験を活用していく。	外部事業者の能力向上、その提供する技能試験を活用していく。
4	組織の見直し	非公務員化 現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。	1	第3期中期目標期間の開始に当たり総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された勧告において「役職員の身分の在り方については、今後、政府部内で行われる独立行政法人の組織及び制度に関する議論を踏まえ、必要に応じ、改めて検証するものとする。」とされ、身分は公務員としている。 なお、「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ（平成25年6月5日）」において、法人の分類について「国との密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人は役職員に公務員身分を付与する」との考え方が示されていることに鑑みれば、NITEの役職員の身分の扱いについては、過去の整理を変更するものではない。	NITEが実施する業務の性格に鑑みれば公務員の身分を与えることが適当であり、大きな業務の見直しがある場合はその見直しと併せて検討する。
5	支所・事業所等の見直し	限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各地方支所の設置目的と果たすべき機能、役割、近隣支所との業務分担の在り方等を随時検証し、その検証結果に基づき所要の見直しを行うものとする。	1	NITEの本部及び地方支所は、全国の消防本部及び警察署と連携し役割分担を行うことにより効率的・効果的に製品安全等の業務を実施している。特に、地方支所については業務量に応じた人員を配置しているところであるが、今後とも効率的・効果的な体制となるよう、毎年度、製品安全担当者会議等において、業務量の平準化の観点から見直しを実施した。 また、北関東支所において、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化し、平成24年4月1日に燃焼技術センターとして改組した。これにより、燃焼技術センターに配属される人員を1名減とすることで管理経費を約7,400千円削減した。	支所の業務のあり方等について毎年度見直す機会を設け検証していく。
6	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の見直し 果次の消費生活用製品安全法の改正等による業務量の増大について、事故調査員制度の積極的活用等により対応する。	1	消防のOBやメーカーで品質管理等を担当していた製品安全に係る能力を有する外部人材を、製品事故調査員として全国で34名委嘱し（平成25年4月1日時点）、製品事故原因究明に活用することにより業務量増大に対応している。	事故原因究明を効率的に実施するため外部人材の確保に今後とも努める。
7	業務運営体制の見直し	製品事故の原因究明能力の一層の向上等を図るため、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。	1	人材については、他部門からの協力支援により既に一体的な活用の仕組みを構築。製品安全に係る業務の大幅な増加に対応するため、平成19年度製品安全関係業務に係る人員投入量を15人分増加させ、効果的な資源再配分を行った。 また、洗顔石けんによる生物学的アレルギーやデスクマットに含まれる化学物質によるアレルギーに関する製品事故について、その製品事故の性質に応じバイオテクノロジー部門や化学物質管理部門と連携しその原因究明を実施するほか、部門間での人事異動を推進し各部門間での連携の強化を図っている。	今後とも部門間での人事異動などを通じて部門間の連携について強化を図っていく。